

名古屋市立平針北小学校PTA規約

第1章 名称・所在地

第1条 この会は平針北小学校PTA(平成元年4月1日設立)と称し、事務局を平針北小学校(名古屋市天白区平針1丁目501番地)に置く。

第2章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力して学校と家庭と社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 この会はその目的を達成するため、次の活動を行う

1. 家庭と学校との緊密な連絡により児童の健全な成長をはかる。
2. 学校や地域の教育環境の向上をはかる。
3. 会員相互の研修をはかる。
4. その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第4章 会員

第4条 この会の会員は平針北小学校児童の保護者ならびに教職員とする。

第5章 役員

第5条 この会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名(保護者)
会長は会の代表となり、会務を統括する。
2. 副会長 2～4名(保護者)
会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。ただし、1名は母親代表を兼ねる。
3. 書記 3～4名(保護者1～2名・教職員2名)
議事の記録の仕事をする。
4. 会計 2～3名(保護者1～2名・教職員1名)
会計を行い、総会において決算報告をする。
5. 庶務 若干名
庶務の仕事をする。

第6条 役員を選出は次のように行う。

1. 役員は会員にして、会長は細則第1条によって選出され、総会において承認されなければならない。
2. 副会長・書記・会計・庶務は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。欠員を生じた場合は補

充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 この会に参与をおく。参与は学校長がなり、この会の運営等について助言する。

第9条 この会に、顧問（前会長・前副会長）をおくことができる。

第6章 委員

第10条 この会に、次の委員をおく。

1. 学年委員

各学年の会員から選出され、専門委員会に出席し目的の達成に努める。

2. 校外委員

各地域の会員から選出され校外委員会に出席し、目的の達成に努める。
地域は分団を基本とする。

第11条 委員の任期は1年とする。

第7章 会計監査

第12条 この会に2名の会計監査を置く。

1. 会計監査は会員にして役員等から選出され、総会において承認されなければならない。

2. 任期は1年とし、その年度の経理を監査する。

第8章 機関と運営

第13条 この会に次の機関を置く。

総会 全委員会 役員会 運営委員会
専門委員会（校外委員会を含む）
その他（学年委員会）

第14条 総会は全会員をもって構成する。この会の最高議決機関である。

毎年1回以上開催し、事業報告・決算報告と監査報告の承認、事業計画面・予算案の審議・決定、役員を選出・承認を行う。

第15条 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。

第16条 全委員会

全委員会は役員・委員・教職員で構成する。総会に次ぐ議決機関として、年数回開催し、総会までの活動経過の報告を受け確認する。緊急でやむを得ないときは、全委員会にて総会と同じ議決を行うことができる。但

し、この場合の議決事項は、次の総会に報告しなければならない。

第17条 役員会

役員会は、役員・学校長で構成し、会の活動の基本計画をもとに、各委員会との連絡・調整にあたる。

第18条 運営委員会

運営委員会は、役員・専門委員会の正副委員長によって構成し、会運営全般の連絡・調整にあたる。

第19条 専門委員会

専門委員会は、学年選出および地域選出による委員・教職員によって構成し、目的の達成に努める。

第20条 学年委員会

学年委員会は、必要に応じて招集することができる。

第9章 会計

第21条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第22条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第23条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第10章 付則

第24条 この会は、区PTA連絡協議会・名古屋市立小中学校PTA協議会および日本PTA全国協議会に加盟する。

第25条 学校長・役員はどの会議にも出席し、意見を述べることができる。

第26条 この会の運営に関し、必要な事項は細則に定める。細則改正はこの会の規約に反しない限り、運営委員会で議決できる。

第11章 規約の承認・改正

第27条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の賛成があれば、改正できる。なお、改正案は前もって全会員に知らせておかなければならない。

| | |
|----|-------------------------|
| 付則 | 本規約は、平成 元年 5月 2日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成 2年 4月26日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成 7年 5月 2日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成12年 5月 2日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成13年 4月23日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成14年 4月 1日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成15年 4月 1日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成16年 4月27日より施行する。 |
| 付則 | 本規約は、平成24年12月 1日より施行する。 |